様式第三十一号の三（第十二条の十二の二十五関係）（平30環省令17・追加）

輸入された産業廃棄物の返還届出書

年　　月　　日

環境大臣　　殿

申請者

住　所

氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の25第６項の規定により、輸入された産業廃棄物であって仮に陸揚げされたものについて、輸入の相手国への返還を行うための輸出を行うので、次のとおり届け出ます。

①産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
③運搬施設の種類及び運搬経路	
④産業廃棄物が仮に陸揚げされた年月日及び輸出予定年月	
⑤産業廃棄物の返還を行う理由及び輸出の相手国における当該産業廃棄物の輸入者との調整状況の概要	
※事務処理欄	